福井県広報誌「NEWSふくい」制作・配布業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和7年2月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 企画提案書の提出を求める事項
 - (1) 企画提案書の提出を求める業務(以下「公告業務」という。) の名称 令和7年度福井県広報誌「NEWSふくい」制作・配布業務
 - (2) 公告業務の内容 別添仕様書による。
 - (3) 公告業務の履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- 2 企画提案書を提出する者に必要な資格(参加資格)

本業務の実施に必要な能力を有し、次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条に基づき知事が定める一般 競争入札参加資格を有する者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 応募資格認定の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 応募資格認定の日において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生 手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始 の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが 行われている者でないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店も しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団 員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以 下同じ。)である者
 - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または、暴力団員が経営に実質的に関 与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するな ど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- (6) 国税または主たる事業所の所在地での地方税(都道府県税)を滞納している者でないこと。

3 参加資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類および部数

福井県広報誌「NEWSふくい」制作・配布業務 企画提案審査会実施要領による。

(2) 提出方法

電子メール、持参、または郵送によること(提出期限までの到達が必須)。郵送の場合、簡易書留とすること。

(3)提出期間

令和7年2月14日(金)17時まで

(4) 提出先

\(\pi \) 9 1 0 - 8 5 8 0

福井県福井市大手3丁目17番1号(県庁6階)

福井県総務部知事公室広報広聴課

TEL 0776-20-0220

E-Mail <u>kouhoukoucho@pref.fukui.lg.jp</u>

(5) 参加資格の結果通知

参加資格の認定は令和7年2月17日(月)までに行い、電子メールにより申請者に通知する。

4 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および提出部数

福井県広報誌「NEWSふくい」制作・配布業務 企画提案審査会実施要領による。

(2) 提出方法

電子メール、持参、または郵送によること(提出期限までの到達が必須)。郵送の場合、簡易書留とすること。

(3) 提出期間

令和7年2月21日(金)17時まで

(4) 提出先

3の(4)に同じ。

5 公告業務に関する仕様書等の交付場所および交付期間

(1) 交付場所および交付方法

3の(4)に同じ。もしくは、福井県広報広聴課のホームページに掲載しているデータを ダウンロードすること。郵送での交付は行わない。なお、企画提案書と併せて提出を求める 見本誌作成のためのデータについては、ホームページへの掲載を行わないため、交付を希望 する者は広報広聴課に申し出ること。連絡先は3の(4)に同じ。

(2) 交付期間

令和7年2月14日(金)17時まで

6 説明会の日時および開催方法

公告業務およびプレゼンテーションに関する説明会を次のとおり開催する。説明会への参加を希望する場合は、参加申込書(様式1)に必要事項を記載し、令和7年2月9日(日)15時までに電子メールによりその旨連絡すること。連絡先は3の(4)に同じ。

(1) 日時

令和7年2月10日(月)10時から または 令和7年2月12日(水)10時から

※上記日程によりがたい場合は、令和7年2月9日(日)15時までに電子メールにより 広報広聴課に連絡すること。

(2) 開催方法

Microsoft Teams を使用し、オンラインにより開催する。なお、参加申込書の提出があった者に対してのみ、参加用URLを電子メールで通知する。

7 公告業務に関する質問事項

(1) 質問の受付

公告業務に関する質問事項については、質問書(様式7)により、令和7年2月14日(金) 9時までに電子メールで提出すること。

(2) 提出先

3の(4)に同じ。

(3)回答方法

質問に対する回答は、質問者および参加申込者全員に対して電子メールで回答する。

8 審査および受託者候補の選定等

(1) 企画提案の審査

提出された企画提案書等の内容について、審査会において総合的に審査した上で、受託候補者を1者選定する。

【審査会(予定)】

日程:令和7年2月27日(木)午前 ※日時、場所等詳細については、追って連絡する。

(2) 審査方法

審査会において、「業務遂行能力・体制」、「配布・配送」、「企画・制作・印刷」、「広報誌の 周知等」、「価格」等を基準に審査を行う。

(3)審査の結果通知

審査結果は、審査終了後に企画提案書提出者全員に電子メールにて通知する。なお、審査 内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異 議申し立ては一切認めない。

9 その他

- (1) 公告業務に係る提案者の選定の効果は、令和7年度当初予算発効時おいて生じる。
- (2) この公告に係る一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出については、報酬を支払わない。
- (5) その他、不明点については、福井県広報広聴課に照会すること。

(TEL 0776-20-0220)